



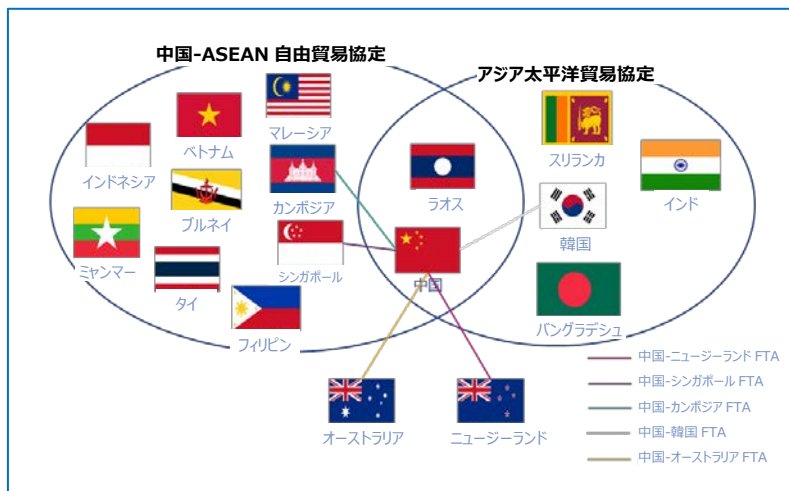
地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 解説シリーズ 2：日中貿易編

背景

東南アジア諸国連合（ASEAN）10 各国に、中国、日本、韓国、オーストラリア及びニュージーランドを加えた計 15 各国は、2020 年 11 月 15 日付で地域的な包括的経済連携（以下「RCEP」）協定に正式に署名した。これにより、世界最大規模の自由貿易協定（FTA）が誕生した。今後、各加盟国の国内承認手続きを経て発効される¹。RCEP を通して、日本と中国の貿易関係は、これまで以上により一層深まっていくであろう。また、RCEP は、中国と世界トップ 10 の経済大国との間で初めて締結された自由貿易協定となり、中国の自由貿易圏構想は大いに進展した。中国の貿易総額に占める FTA 締結国との貿易額の割合（FTA カバー率）は、35%程度まで上昇し、中国の FTA ネットワークの「付加価値」は大いに上昇した。KPMG は、企業が事業計画を策定する際の参考資料として、RCEP が日中貿易に与える影響などを以下にまとめた。

RCEP と他の FTA との比較

中国は既に、日本を除く、すべての RCEP 加盟国との間でアジア太平洋貿易協定、中国-ASEAN 自由貿易協定など貿易の高度な自由化・円滑化に係わる自由貿易協定を締結している。



¹ RCEP の規定により、発効には、少なくとも 15 各国のうち 9 各国、即ち、ASEAN 加盟国のうち 6 各国及び中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドのうち 3 各国が国内承認手続きを完了する必要がある。

また、日本も積極的に自由貿易協定の交渉に参加し、或いはすでに影響力の大きいその他の自由貿易協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）や環太平洋パートナーシップ協定（TPP）など）を締結している。

自由貿易協定	参加国
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）	日本、カナダ、オーストラリア、チリ、ニュージーランド、シンガポール、ベトナム、メキシコ、ペルー
環太平洋パートナーシップ協定 ² （TPP）	米国、日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム

KPMG の所見

日中間で初の二国間関税減免取決めから享受できるタックス・ベネフィット

GDP（国内総生産）世界第2位の中国と世界第3位の日本との間の貿易が大幅に拡大し、中国は日本にとって最大の貿易相手国、日本は中国にとって第4位の貿易相手国である。日中二国間貿易で取引される主要品目には、電子・電気製品、機械設備、自動車、光学製品などがある。日本は、既に大部分の工業製品の輸入関税が免除されている状況下で、今回はさらに農産物、食品、衣料品、化学品の関税減免に重点を置いている。このように、日中間で初めて行われる大規模な輸入関税減免は、日中間の物品貿易の規模拡大を大いに促進し、両国の経済貿易関係を強化するとともに、日中両国におけるバリューチェーンとサプライチェーンの構造に影響を与えることとなる。

品目	関税削減対象品目の割合 (削減対象品目数/全品目数)	最惠国税率 適用範囲	関税削減率 (締結後1年目)	合意内容
農産物	47%超	3%~34%又は27 円/KG	約7%	大部分の商品は段階的に削減し、 16年目に撤廃
紹興酒、白酒	53%超	3.8%~29.8%又 は88円/L	約7%	大部分の商品は段階的に削減し、 16年目に撤廃
衣料品	100%	4%~10.9%	約7%	大部分の商品は段階的に削減し、 16年目に撤廃
化学品及びプラスチック製品	95%超	2.2%~6.5%又は 25.6円/KG	約7%	大部分の商品は段階的に削減し、 16年目に撤廃

現在、日本から中国に輸出された工業製品の関税撤廃率は約8%にとどまっているものの、RCEP 枠組みの下で、中国は化学品、光学製品、ゴム製品、鉄鋼製品、エンジン部品及び自動車部品を中心とした約86%の日本産工業製品の輸入関税を免除する³。

² 米国政府のTPPからの撤退を受け、その他の国・地域は、新たな自由貿易協定（即ち、CPTPP）に関する交渉を開始し、締結したため、TPP合意は見送られた。

³ KPMGは、同一商品に対して、中国-ASEAN自由貿易協定、アジア太平洋貿易協定などRCEP以外のFTAでの関税削減状況をも整理した。詳細は添付資料をご参照ください。

品目	現在の最恵国税率適用範囲	対日関税削減対象品目の割合	関税削減率(署名後1年目)	合意内容
食品、飲料、タバコ・酒及びその製品	3%~65%	81%超	約10%	大部分の商品は段階的に削減し、11年目に撤廃
エンジン及びその部品	1%~35%	86%超	約10%	大部分の商品は段階的に削減し、11年目に撤廃
AV機器及びその部品	1.5%~35%	82%超	約10%	大部分の商品は段階的に削減し、11年目に撤廃
自動車及びその部品	3%~45%	61%超	約5%	大部分の商品は段階的に削減し、21年目に半分近くの商品の関税を撤廃
光学機器、精密機器、時計、楽器	1.5%~25%	92%超	約10%	大部分の商品は段階的に削減し、11年目に撤廃

日中間では RCEP 枠組みの下で依然大きな関税削減余地がある

インドが RCEP 協定に署名していないため、中国にとって RCEP を通して獲得した重要な成果は、日本との経済連携を推進することである。現在、既に締結されているその他の自由貿易協定と比較すると、RCEP では、関税削減の対象品目数が限られ、長い移行期間を設けている品目も多いことから、日中両国政府の慎重な姿勢と交渉を巡る動きの激しさが反映されている。中国から日本に輸出される野菜、果物、牛肉など比較的敏感度の高い製品に対する恩恵は大きくない。また、日本産の自動車基幹部品、電子部品、化学品などに対する恩恵も限定的である。今後、日中両国は、RCEP の枠組みの下、及び日中韓自由貿易圏の交渉を通じて前向きに模索して前進していくため、改善の余地は大いにある。日中両国が大きな関心を寄せている自動車産業を例にとると、自動車及び自動車用の重要部品「5 品目」に対する関税削減から期待できる効果は長期にわたり持続され、短期間では著しい効果が見られない⁴。

⁴ KPMG は、RCEP における中国の対日本以外の RCEP 加盟国の関税削減状況を関連する FTA における関税削減状況と比較した。詳細は添付資料をご参照ください。

品目	日本	
	最惠国税率（中国との間で）	RCEP の下での関税削減状況
自動車	乗用車：15%	乗用車：15%~25%、排気量が2,500cc超4,000cc以内の乗用車の関税率を即時15%に引き下げ、その他の特別な関税削減予定はない
自動車部品	エンジン及びその部品：10%	エンジン及びその部品：4.7%、10%、一部のエンジンは17年目から撤廃、一部のエンジン及びその部品に対する特別な関税削減予定はない
	トランスミッション及びその部品：6%	トランスミッション及びその部品：6%、特別な関税削減予定はない
	ボディ部品：0%~10%	ボディ部品：0%~10%、一部は16年目から撤廃、一部は21年目から撤廃
	シャーシ部品：6%	シャーシ部品：10%、主要なシャーシ部品は16年目から撤廃
センサー、測器	自動車用センサー、測器などの機器：車用速度計10%、その他の機器0%~10%	自動車用センサー、測器などの機器：車用速度計は9.5%を適用し、以降段階的に削減し、21年目から撤廃

2018年、中国は正式な公告をもって、一部の自動車に課される輸入関税率を20%-25%から15%に引き下げ、一部の自動車部品に課される輸入関税率を8%-25%から6%に引き下げた。今回のRCEPに基づく関税削減計画によると、関税削減率は、短期的にはほぼ上述の水準を上回り、長期的には、今後15~20年にかけて低い関税率レベルまで引き下げられる。

KPMGの助言

RCEPは、世界経済が新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受け、世界範囲に広がる反グローバリゼーション、一国主義、保護貿易主義が顕在化しつつある中、一部の先進国が現地市場の保護を強化するために様々な貿易制限措置を実施している状況下において、アジア主要国がイニシアチブを取って危機に立ち向かい、関税・非関税障壁の撤廃、投資の自由化・円滑化の促進を主要な目的とした変革を模索する試みである。RCEPを通じた日中間における二国間関税減免の取決めは、アジア諸国間の提携をより緊密にして、日中両国が協力の深化を求めているシグナルとして捉えられる。これを受けて、KPMGは以下のことを提案する。

1. グローバルサプライチェーンの早期の最適化

今回のRCEPは15か国が加盟し、かつその内容は複数の自由貿易協定と重なる部分があることから、特に日中貿易に携わる企業にとっては、RCEPとその他の自由貿易協定との関係を十分に考慮したうえで、付加価値基準、Back to Back 原産地証明制度⁵などをはじめとする原産地規則に沿って、取引プロセスと物流の段取りをプランニングし、アジア太平洋地域における拠点展開及びサプライチェーン構築を最適化することができる。

2. 関税評価と移転価格税制との関連性を重視する

関税評価と移転価格税制との関連性が高まるにつれて、税関調査・査察において、企業の移転価格税制に対する税関の注目度が高まっている。RCEPの締結に伴い、域内の関連者間取引件数が増えることは必然的であるため、関連する企業は移転価格税制の重要性を再認識し、特に移転価格税制の観点から輸出入貨物の価格に対する税関当局と税務当局双方の着眼点の均衡を図る必要があり、コンプライアンスを確保した上で、移転価格プランニングが域内付加価値計算に与える影響を活かして、各国の優位性を比較して十分に活用することで最終財の生産コストを削減し、効率的な分業システムを構築する。

3. 輸出入品目 HSコード管理のコンプライアンス向上

HSコードは、税関が輸出入品目を管理するための基本単位であり、自由貿易協定に基づく原産地規則の適用の正

⁵ 詳細は「RCEP 解説シリーズ-原産地規則編」をご参照ください。

確性にも直結している。また、原産地規則の特徴を考慮すると、輸出入業者の川上原材料サプライヤーの製品 HS コードの正確性は、最終輸出入製品の原産資格の認定にも影響を及ぼす。RCEP でも、輸入締約国の管轄機関が輸入貨物の原産資格を審査し、その結果に基づき処罰（具体的な処罰措置は制定中）を課することができることを明確に定めている。企業は、輸出入業務に支障をきたさないように、輸出入製品の HS コードの正確性をレビューし、かつ川上サプライヤーの製品管理を強化し、HS コードの内部承認と第三者専門機関による外部審査を組み合わせた体制を整備されるよう推奨する。

4. 租税政策に係る調査研究への積極的な参加

日中間の物品貿易に携わる一部の産業について、一部の輸入品が関税削減対象品目リストから除外されていること、或いは関税削減率が小さいことを考慮し、関連する企業が租税政策に係る調査研究の重要性を十分に認識されるよう提案する。租税政策に係る調査研究、意見募集に積極的に参加し、企業自身、業界団体、第三者機関などを通じて企業の要望を提出し、政府に税率調整、暫定税率の増設、輸出還付税率の引き上げなどの提案を行うことで、コスト削減及び産業全体の発展・成長を促進する。

KPMG の支援サービス

KPMG は、常に RCEP の交渉及び締結の進展に関する最新動向に注視しながら、適時にその内容を解説いたします。また、KPMG の貿易・税関実務チームは長年にわたり、クライアントに専門アドバイザーサービスを提供しており、特に FTA について、KPMG は複数の多国籍企業に原産地管理システムの開発と導入支援、原産地規則関連アドバイザーサービス、自由貿易協定に基づくサプライチェーンの最適化に関する提案などのサービスを提供してきました。KPMG は、プロフェッショナルチームの深い知見及び豊富な実務経験を十分に活かして、以下のサービスを提供いたします。

1. HS コードのレビューサービス

KPMG が独自に開発した KCCP システム（KPMG の関税分類プラットフォーム）を活用して、日常及び特定 HS コードのレビューサービスを提供し、HS コード管理の専門性、正確性及び規範性向上のお手伝いをします。

2. FTA 管理システムの導入支援サービス

クライアントの実状及びニーズに即して、FTA 管理システムに係わるアドバイザーサービス、開発・導入・運用支援サービスを提供し、クライアントの原産地管理のコンプライアンス向上と管理コストの削減を両立させるお手伝いをします。

3. サプライチェーン・プランニングに係わるアドバイザーサービス

クライアントの実態を踏まえながら、RCEP 及びその他の FTA の規定に基づき、サプライチェーンの設計、最適化に係わるアドバイザーサービスを提供し、かつ KPMG のグローバルネットワークも活用しながら、付加価値ある支援サービスを提供します。

4. 租税政策調査研究支援

クライアントの輸出入業務に係わる納税状況を分析・評価し、輸出入品目を整理したうえで、節税効果を期待できる項目を洗い出し、担当官庁への申請提出、交渉などをご支援します。

Wechat でも日々情報発信をしておりますので、是非ご登録頂けると幸いです。



Contact us お問い合わせ先

GJP China Markets: gjpmarkets.china@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 2247](tel:+862122122247) (日本語)